

えいけんプラン



衛生研究所（吉見町）

令和 6 年 4 月

目 次

| | | |
|-----|-------------------|----|
| I | 衛生研究所の業務の基本方針 | 1 |
| II | 令和6年度重点課題 | 2 |
| 1 | 新たな感染症危機への対応 | 2 |
| 2 | 多様な健康危機に備えた体制整備 | 3 |
| 3 | 専門分野に精通した人材の育成 | 4 |
| III | 項目別業務実施計画 | 5 |
| 1 | 試験・検査等 | 5 |
| 1-1 | 試験・検査 | 5 |
| 1-2 | 試験・検査の信頼性を確保するために | 8 |
| 2 | 調査・研究 | 10 |
| 3 | 研修・指導 | 12 |
| 3-1 | 研修・指導 | 12 |
| 3-2 | 職員の資質向上 | 13 |
| 4 | 公衆衛生情報等の収集・解析・提供 | 15 |
| 5 | 健康危機への対応 | 18 |

I 衛生研究所の業務の基本方針

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「地域保健法」の一部改正により、地方衛生研究所が法的に位置付けられたことを踏まえ、健康危機発生時に的確に対処できるよう、国や他の自治体と連携して、専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究を行うための体制を整備します。

また、感染症対策に役立つ県内全域の患者情報及び病原体情報を収集・分析し、自治体及び住民に提供・発信します。

さらに、研修・指導を充実させ、今後の健康危機に必要な人材等の育成・確保に努めるとともに、平時から危機対応を想定した県の予防計画や当所の健康危機対処計画に基づき訓練等を行います。

○衛生研究所の設置根拠及び責務

- ・ 地域保健法 第26条【令和5年4月1日施行】
- ・ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針
(平成6年厚生省告示第374号・令和5年3月27日最終改正) 【令和5年4月1日施行】
- ・ 地方衛生研究所等の整備における留意事項【令和5年3月29日付厚生労働省健康局長通知】
【衛生研究所の業務】



II 令和6年度重点課題

1 新たな感染症危機への対応

次の感染症危機に備えるためには、新たな急性呼吸器感染症の発生動向を把握し、インフルエンザ及び新型コロナウイルス以外についても病原体の検査体制を確立することが必要となります。衛生研究所に求められる役割は、中核市や民間検査機関では困難な感染症の危機発生初期段階での検査を実施可能とすることです。さらに、感染拡大期においては、新たな知見の収集や病原体変異の状況分析といった県全域のサーベイランス機能を担うという大きな役割があります。

毎年のように新たな感染症が発生している状況から、衛生研究所は、新たな病原体に対して迅速な検査を行うための能力を高め、平常時から全県的な検査体制を備えることが課題となります。

また、政令市、中核市を含む県内の発生動向に関する情報を一元化し、解析した結果を感染症対策につながる情報として提供・発信していく必要があります。

＜対応策＞

(1) 新たな感染症に対応するための検査体制の整備

①PCR 検査体制

感染症の危機発生初期段階の中核市や民間検査機関による検査が稼働するまでの期間には、国立感染症研究所や地方衛生研究所相互の技術的連携を行いつつ、全自动 PCR 検査機器を導入するとともに、所内検査体制を確保し、休日・夜間を含めた 24 時間体制で迅速な検査の対応を図ります。

②遺伝子検査体制

疫学情報と連動した遺伝子検査結果の総合的解析は、流行している病原体の県内動向を迅速かつ網羅的に把握するため今後も重要になると考えられます。よって、次世代シーケンサーを活用した全ゲノム解析の実施、迅速性や利便性に対応した臨機応変なスクリーニング検査により、流行状況を速やかに把握する検査体制の維持・強化に努めます。

(2) 新たな急性呼吸器感染症発生動向の把握

新型コロナウイルス発生以前からインフルエンザの病原体感染症発生動向調査は行われてきました。しかし、コロナウイルスも含め、それ以外の肺炎や急性呼吸器感染症の原因となるウイルスの発生動向を把握する体制はシステム化されていません。このため、1 年間を通じてインフルエンザや新型コロナウイルス以外の肺炎、急性呼吸器感染症の原因ウイルス等の発生動向も把握できるサーベイランスについて、国の動向を確認しながら検討していきます。

また、新たなサーベイランス機能強化のための人材育成も行います。

2 多様な健康危機に備えた体制整備

衛生研究所は、感染症だけでなく食中毒や化学物質など県民の健康や安全を脅かす多様な健康危機に迅速・適切に対応する必要があります。そのため、平時から健康危機発生時への準備を計画的に進めることが求められています。

さらに、地方衛生研究所は専門的な知識及び技術を必要とする試験検査を行う機関として法的に位置付けられましたが、調査研究、研修指導、情報収集・解析・提供についても、衛生研究所が県の中核機関として政令市、中核市及び国の機関と連携しながら業務を行うことが求められています。

<対応策>

(1) 健康危機対処計画に基づく健康危機管理体制の整備

「健康危機対処計画」に基づき危機管理体制を整備するとともに、関係機関とも連携を図り実践型訓練において体制を検証します。

常に危機意識を持ち情報収集に努め、情報を一元化して緊急時に迅速・適切に対応できるよう所内の連携を図ります。

(2) 政令市、中核市との連携

健康危機発生時の検査協力体制のほか、情報共有や共同研修の実施等、政令市、中核市との連携を図ります。

(3) 関係機関との連携

地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活かし、健康危機への対応について、国の方機関及び地方衛生研究所間の情報共有を図ります。

(4) 食中毒等健康危機発生時の検査体制の整備

毎年、発生している細菌及び自然毒等による食中毒の原因究明のための検査法について情報を収集し、迅速かつ正確に対応できるよう使用する機器及び検査体制を整備します。

3 専門分野に精通した人材の育成

衛生研究所が実施している試験検査及び調査研究の内容は多岐にわたり、かつ専門性が高いことから、多様な健康危機に臨機応変に対応するために専門的知識を有する人材を育成することが不可欠です。また、こうした人材の育成には長期間を要し短期間で成果を上げることは極めて困難です。

このため、中長期的な専門人材の確保・育成に努めるとともに、健康危機事例への実践的な対応により経験知を高める訓練などを計画的に実施する必要があります。

また、地域保健に係る業務に携わる保健所や自治体職員についても、健康危機に対応できる職員の資質が求められています。そのため、専門的な知識を習得できる研修等を実施する必要があります。

<対応策>

(1) 高度な検査機器に対応できる専門職員の育成

近年は次世代シーケンサーなどの高度な遺伝子解析機器を使用した詳細な病原体検査が主流となっており、これらの機器では、検体の測定のみでなく得られたデータの統合的解析にも専門的かつ最新の知識と技術が要求されます。健康危機管理の観点からも、専門知識と実践経験を踏まえた複数の技術者を常に育成・維持します。

(2) 各専門分野に対応できる人材の育成

技術研修等の受講に加え、衛生研究所として有効な人材育成方法を検討し、OJTによる教育訓練の更なる充実を図ります。

(3) 意欲ある人材の確保

ホームページ等で衛生研究所の業務・成果や役割をわかりやすく発信するとともに、埼玉県職員仕事紹介セミナーや職員公募制度等を活用して研究意欲のある人材の確保に努めます。

(4) 検査機器と研究環境の整備

検査とその基盤を支える研究に必要な分析機器の計画的整備や信頼性確保のための保守管理を実施する予算を確保し、意欲的に取組める職場環境を整えるよう努めます。

(5) 地域保健に係る職員の資質向上を目的とした研修の実施

保健所や自治体の職員に専門的な知識を提供し、健康危機発生時に速やかに的確に対応できるよう、関係機関と調整して必要な研修を計画・実施します。

(6) 健康危機発生時を想定した訓練の実施

健康危機対処計画等に基づく実践的な訓練を実施し、健康危機発生時に対応できる人材を育成します。

III 項目別業務実施計画

衛生研究所の業務を 5 つの項目に分け、具体的な事業計画を定めました。

1 試験・検査等

1-1 試験・検査

衛生研究所は、県民の健康上の安全を確保するために様々な検査を行っており、保健所と連携した行政検査を実施する等、民間の検査機関とは異なる役割を担っています。

検査は、法令に基づいて実施するものや、健康被害が発生した際の原因究明を目的としたもの等、行政が必要と判断して実施するものが中心です。

また、県内の、衛生研究所を有しない保健所設置市からの依頼に応じた検査も行っています。

単なる検査結果の提供だけではなく、必要に応じて事前の相談から結果の分析等を含めた情報還元を行っています。

(1) 感染症発生時の検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第15条に基づいて感染症発生時に検査を行います。

* 二類感染症の例：結核、SARS、MERS

* 三類感染症の例：コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

* 四類感染症の例：A型肝炎、E型肝炎、ジカウイルス感染症、デング熱、レジオネラ症

* 五類感染症の例：麻しん、風しん、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、新型コロナウイルス感染症等

(2) 感染症発生動向調査病原体検査

感染症法に基づき、感染症の発生状況や病原体情報を早期かつ的確に把握して流行を予測し、適切な予防措置を講じるために、定点として定めた医療機関で採取された検体の病原体検査を行います。

* 検査対象疾患：インフルエンザ、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ

(3) 結核患者発生時の検査

結核患者が発生した際に、結核のまん延を防止するため、家族及び同僚等の患者との接触者を対象に IGRA 検査（血液検査）を実施します。

また、患者間の関連性をみる VNTR 検査（遺伝子検査）を実施します。

(4) HIV 確認検査

埼玉県エイズ及びその他の性感染症等対策要綱に基づき、県で実施する HIV 検査の確認検査を実施します。

(5) 食品の検査

県内で生産・製造・加工又は販売される食品から不良品等を排除するため、食品製造施設等から食品衛生監視員が収去（抜き取り）したものについて、法律等で定める規格基準等の適合検査を実施します。

また、県民等から寄せられた相談に関する食品等の検査を実施します。

* 検査項目：微生物、残留農薬、残留動物用医薬品、食品添加物、重金属、特定原材料、容器包装、放射能等

(6) 食中毒発生時の検査

食中毒の迅速な原因究明を行うため、食中毒事件発生時に便・食品・調理施設内のまな板等のふき取り検体について、遺伝子検査技術等を活用して、細菌・ウイルス・寄生虫（アニサキス等）の検査を実施します。

また、自然毒（魚介類、野草及び毒きのこ等の有毒成分）による食中毒について、高感度な分析機器を活用した有毒成分の検査や生物種の判別検査を実施し、迅速に原因究明を行います。

(7) 水道原水・上水道等の検査

県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的に、水道原水（浄化前の水）の有害化学物質等の検査を実施します。

また、荒川及び利根川水系の原虫類や PFAS（有機フッ素化合物）を調べる検査を実施します。

* 検査項目：農薬、界面活性剤、クリプトスボリジウム、PFAS（有機フッ素化合物）等

(8) 水質監視のための検査

毎日飲む飲料水の安全性を確保するため、表流水、伏流水、井戸水等について、水質管理目標設定項目のうち 12 項目及び農薬 38 項目の検査を実施します。

(9) 衛生害虫の検査

食品衛生法に基づく異物混入の検査及び不快感や刺咬被害を及ぼす衛生害虫の検査を実施します。県内で蚊媒介感染症発生時には、保健所及び市町村と連携し、媒介蚊対策として推定感染地における媒介蚊の発生状況調査の指導と捕集した蚊の分類を行います。

(10) 医薬品等の品質の試験検査

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の有効性及び安全性を確保するため、

薬事監視員が医薬品製造販売業者等から収去を行った製品について、承認書等に基づく規格試験を行います。

(11) いわゆる健康食品の検査

無承認無許可医薬品による県民の健康被害の未然防止を目的に、県内に流通するいわゆる健康食品について、医薬品成分含有の検査を行います。

(12) 危険ドラッグの検査

埼玉県薬物乱用対策推進計画に基づき、県内に流通する危険ドラッグについて、法又は条例で規制されている薬物成分の検査を行います。

【検査結果をもとに情報提供している例】

①感染症発生動向調査の病原体検出に関する情報

国への報告や保健所等関係機関への還元を行うほか、随時、感染症情報センターホームページで提供しています。

②食品検査による有害な化学物質の検出に関する情報（保健所へ提供）

食品を摂取することによるリスクの程度を含めて検査結果を保健所等に連絡しています。

③食中毒発生時の検査結果に関する情報（保健所へ提供）

食中毒発生時の検査結果は、速やかに関係機関に情報を提供し、県民等への食中毒拡大防止に役立てています。

④水道水質管理計画に基づく水質検査に関する情報（生活衛生課へ提供）

提供した情報は、埼玉県のホームページで公開されており、県内水道事業体の水質管理に役立てられています。

⑤危険ドラッグに関する検査情報（薬務課へ提供）

指定薬物やその類似成分等が発見された場合は、薬務課を通して厚生労働省に情報提供を行っており、新たに指定薬物の指定を行う際の参考になっています。

【県民等からの依頼に基づく試験・検査】

県民等からの依頼に基づいて実施する下記の検査については、埼玉県衛生試験等手数料条例に基づいて、手数料を徴収して実施しています。

(1) 井戸水等に関する検査

保健所で県民から依頼を受けた井戸水等の検査を実施します。

* 検査項目：細菌検査（2項目）………一般細菌、大腸菌

理化学検査（11項目）………全有機炭素、塩化物イオン、色度、濁度、pH値等

(2) 水道事業者からの水質検査依頼

水道事業者等からの依頼に応じて、水質検査を実施します。

* 検査項目：水質管理目標設定項目 12 項目、農薬類 38 項目

(3) 川越市保健所、越谷市保健所及び川口市保健所からの依頼に基づく検査

川越市保健所、越谷市保健所及び川口市保健所からの依頼検査を実施します。

(4) 放射能検査

県民等からの依頼により、食品等の放射能の検査を実施します。

* 検査項目：セシウム 134、セシウム 137

(5) 衛生害虫の検査

県民等からの依頼により、生活環境中に発生した刺す虫、不快な虫等の検査を実施します。

* 検査項目：簡単なもの …… そのままの状態で検査できる虫

複雑なもの …… 前処理した後に検査する虫（塵中のダニ等）

1-2 試験・検査の信頼性を確保するために

衛生研究所における各分野の検査が高度化する一方、品質管理の考え方が一般的に浸透し、検査の信頼性を確保する重要性が一層高まっています。

衛生研究所では、検査部門から独立した信頼性確保部門を設け、試験・検査の信頼性を確保するための取組みを積極的に行ってています。

【信頼性確保部門の業務】

(1) 法や国際基準に基づく信頼性確保の重点的な取組

法律等に遵守規定のある、病原体等検査（感染症法）、食品規格検査（食品衛生法に基づく食品 GLP^{*1}）、医薬品等検査（国際協定である PIC/S^{*2}）については、検査内容の確認を詳しく行う等重点的に取組みます。

(2) 埼玉県衛生研究所検査業務管理規程に基づく業務管理

信頼性確保部門は、検査部門全 6 担当に対して所内規程（埼玉県衛生研究所検査業務管理規程）に基づいた内部点検を実施し、適正な検査業務の運営を図ります。

(3) 精度管理調査の実施支援等

検査担当者の技能評価（内部精度管理）及び検査機関としての外部評価（外部精度管理）についての調整・進行管理、結果の確認・評価を行います。

(4) 教育機会の提供

検査の信頼性に関する検査担当者の教育を目的とした精度管理研修会を開催します。

(5) 検査機器の保守に関する事務

検査機器が常に正しく稼働するために、検査機器の保守管理計画の取りまとめを行います。

*1 食品 GLP : 食品衛生検査施設における業務管理基準 (Good Laboratory Practice)

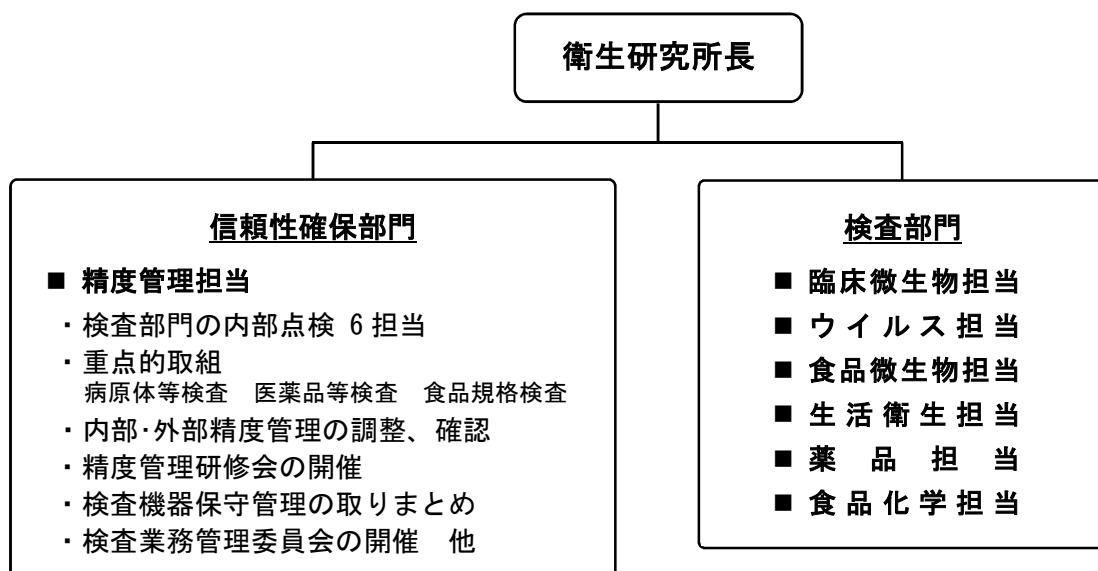
埼玉県の食品検査に関する信頼性確保業務は、食品安全課と衛生研究所の精度管理担当が協力して行っています。

*2 PIC/S : 医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム (Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme)

(6) 検査業務管理委員会の開催

委員会は、所長、副所長、検査部門責任者及び精度管理部門責任者を委員として、各検査担当の業務管理状況の把握、課題等に対する改善策を審議し、検査のより高い信頼性の確保に努めます。

試験・検査の信頼性確保体制



2 調査・研究

県民の健康の保持・増進、公衆衛生の向上に寄与し、行政上必要な試験検査業務を適切に行うため、各種の調査研究を行っています。

令和6年度に実施を予定している研究課題は次のとおりです。

(1) 衛生研究所調査研究事業（県単独予算）

実施に当たっては、内部評価委員会及び外部評価委員会により、目標設定の適否、緊急性・必要性、研究手法、独創性・新規性の観点から評価を行い、研究課題を選定しています。

- ① *Staphylococcus aureus* の迅速検査法の確立と食品汚染実態調査
- ② カンナビジオール（CBD）製品中に混入するテトラヒドロカンナビノール（THC）の分析法の検討

(2) 厚生労働省の補助金を活用した調査・研究(厚生労働科学研究費等)

- ① 食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究（研究協力）
- ② ダイオキシン類等の有害化学物質による食品汚染実態の把握に関する研究（研究協力）
- ③ 食品衛生検査施設等の検査の信頼性確保に関する研究（分担研究）
- ④ 公衆浴場の衛生管理の推進のための研究（研究協力）
- ⑤ 病原体ゲノミクス・サーベイランスを基盤とした公衆衛生対策への利活用に係る研究（研究協力）
- ⑥ 環境水に含まれる新型コロナウイルス等病原体情報の活用に関する研究（研究協力）

(3) 委託を受けて行う調査・研究

- ① 食品中に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究
- ② 後発医薬品品質情報提供推進事業
- ③ 感染症流行予測調査（新型コロナウイルス環境水サーベイランス）

【研究評価】

(1) 内部評価委員会による研究評価

内部評価委員会は、所長、副所長、室長で構成し、すべての研究について事前評価、中間評価、事後評価を行います。

(2) 外部評価委員会による研究評価

外部評価委員会は、外部の学識経験者等で構成し、内部評価委員会の評価を経た研究課題で、他の機関が審査し採択するもの以外の研究課題について事前評価、事後評価を行います。

【倫理審査及び利益相反管理委員会】

(1) 倫理審査委員会

埼玉県衛生研究所倫理審査要綱に基づき、衛生研究所で行う研究について、内部委員及び外部委員（4名）による委員会で、倫理的観点から審査を行います。

(2) 利益相反管理委員会

埼玉県衛生研究所利益相反管理要綱に基づき、産学官連携活動及び公的研究活動等に伴って生じる利益相反について、透明性を確保し、適正に管理することを目的に、内部委員及び外部委員（4名）による委員会で、研究の審査を行います。

3 研修・指導

3-1 研修・指導

衛生研究所は、高度な専門性を有する県の機関として、衛生行政の第一線機関である保健所等の職員を対象に、積極的に専門研修を開催します。

また、関係機関からの講師の派遣依頼や視察の依頼等にも対応します。そのような研修等の場を活用して、衛生研究所の業務説明や意見交換も行っていきます。

一方、県民にとって身近で親しみやすい衛生研究所を目指し、一般向けイベントの開催・見学対応等により、引き続き当所の役割や取組を紹介する機会を設けていきます。

地域社会への貢献のため、産学官連携に関する取組みも継続していきます。

(1) 主催研修（共催含む）

- ①感染症に関する研修
- ②衛生研究所セミナー
- ③精度管理に関する研修

(2) 本庁各課が行う分野別専門研修への協力

(3) 講師派遣研修

県内外の公衆衛生に関する各機関・団体等に知識・技術を提供するための研修会に当所職員を講師として派遣します。

- ①県の機関（本庁・地域機関）
- ②学会・研究会等の講演・シンポジストとしての招聘
- ③その他外部機関

(4) 研修生の受入

外部機関から積極的に研修生を受け入れます。

| 研修対象者 | 期間 |
|--------------------|----|
| 医学生、獣医学生、薬学生、栄養学生等 | 随時 |
| 医師 | 随時 |

(5) 専門機関からの視察の受入

専門機関からの視察を随時受け入れます。

(6) 県民向けイベント・講演会の開催、見学等の受入

県民に開かれた試験研究機関を目指して、県民公開講座や夏休み親子科学教室の開催、県庁オープンデーへの出展、県民広報展示室を活用した所内見学により、衛生研究所を紹介します。

(7) 産学官連携に関する取組み

大学、企業、研究機関、団体、国・市町村等と相互に協力・連携を図り共同研究等の事業を行い、地域社会への貢献のための取組みも継続していきます。

(8) 各種行政機関等の委員会への参画

行政機関等に設置されている各種の委員会に、専門家としての立場で職員が参画します。

| 委員会の名称 | 依頼元・委嘱機関等 |
|--|--------------------------|
| ジェネリック医薬品品質情報検討会製剤試験ワーキンググループ | 国立医薬品食品衛生研究所長 |
| 残留農薬等試験法開発連絡会議 | 厚生労働省健康・生活衛生局 食品基準審査課 |
| さいたま市健康科学研究センター倫理委員会委員 | さいたま市長 |
| 埼玉県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会委員 | 埼玉県国民健康保険団体連合会理事長 |
| 全国健康保険協会埼玉支部健康づくり推進協議会委員 | 全国健康保険協会埼玉支部 支部長 |
| 衛生微生物技術協議会リファレンス委員会委員 | 衛生微生物協議会会长 |
| 社会医学系専門医協会 理事、研修プログラム認定委員会、専門医・指導医認定委員会、企画調整委員会委員 | 社会医学系専門医協会 |

3-2 職員の資質向上

国内外における新たな感染症等の発生や検査技術・検査機器の進歩など、衛生研究所を取り巻く環境は日々変化しています。健康危機事象に備え適切に対応するためには、常に最新の情報を収集するとともに、新たな検査技術の習得など職員の資質の向上を図る必要があります。このため、研修受講や学会への派遣を通じて、今後の人材育成に努めます。

(1) 国立保健医療科学院等への派遣

国立保健医療科学院等専門研修機関が実施する研修等に、積極的に職員を派遣します。

(2) 学会等への派遣

学会や地方衛生研究所全国協議会・部会等に職員を派遣し、最新情報を収集するとともに、人的ネットワークの強化を図ります。

また、学会等での発表を通じて埼玉県衛生研究所からの情報発信を積極的に行うとともに、職員の資質の向上を図ります。

(3) 埼玉県健康福祉研究発表会での発表

保健所、市町村等の保健・医療・福祉関係の業務に従事する職員と共に保健医療福祉行政の活性化と発展に寄与する目的で、様々な分野において行った試験・検査・研究の成果を発信します。

(4) 所内報告会、抄読会の開催

研修や研究の成果を所内で共有するため、報告会を開催します。

また、衛生研究所の所管する試験検査や疫学分野におけるこれまでの研究をレビューし、意見交換する場として論文の抄読会を行います。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

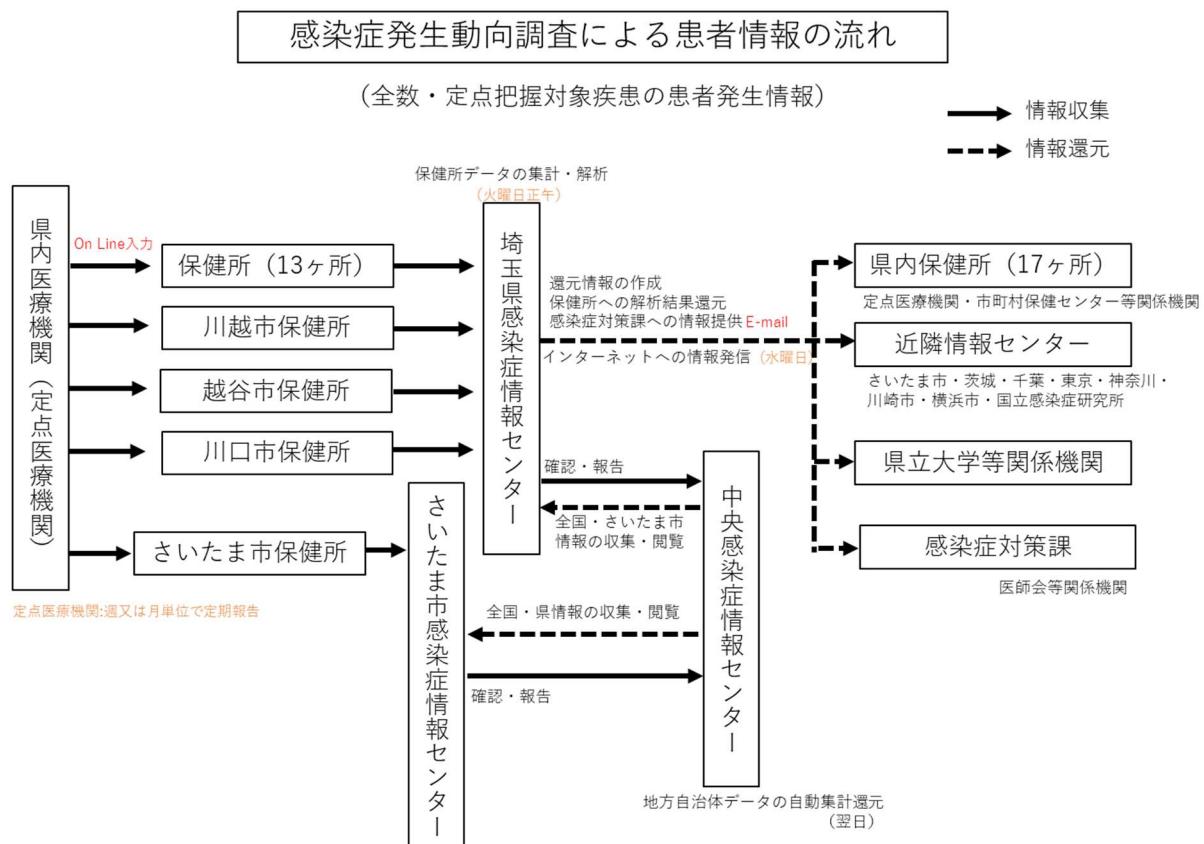
県内の感染症患者の発生や病原体検出の情報等を、県内医療機関、保健所、県民等に提供します。

また、関係機関と連携して地域の健康情報を分析し、健康づくりに役立つ情報を積極的に提供します。

(1) 感染症発生動向に関する情報の収集、解析、提供

感染症に関する情報を収集し、患者の発生情報と病原体の解析情報を統合することで、正確かつ確実な流行の把握を行います。その結果を保健所、医療機関等の関係機関及び県民等へ提供することで、感染症の流行拡大防止に努めます。

また、保健所等の行政機関や県内の教育機関等から寄せられる専門相談にも応じます。



① 感染症患者発生情報及び埼玉県病原体検出情報の提供

県内の感染症の発生状況や流行疾患の特徴等を迅速に情報発信するために、患者発生情報と病原体検出情報を統合した解析を行い「感染症患者発生情報」及び「埼玉県病原体検出情報」 (SIASR : Saitama Infectious Agents Surveillance Report) を

作成します。これらを各保健所を通して定点医療機関や市町村等に情報提供します。

* 「感染症患者発生情報」：週報・月報・年報提供

* 「埼玉県病原体検出情報」：毎月提供

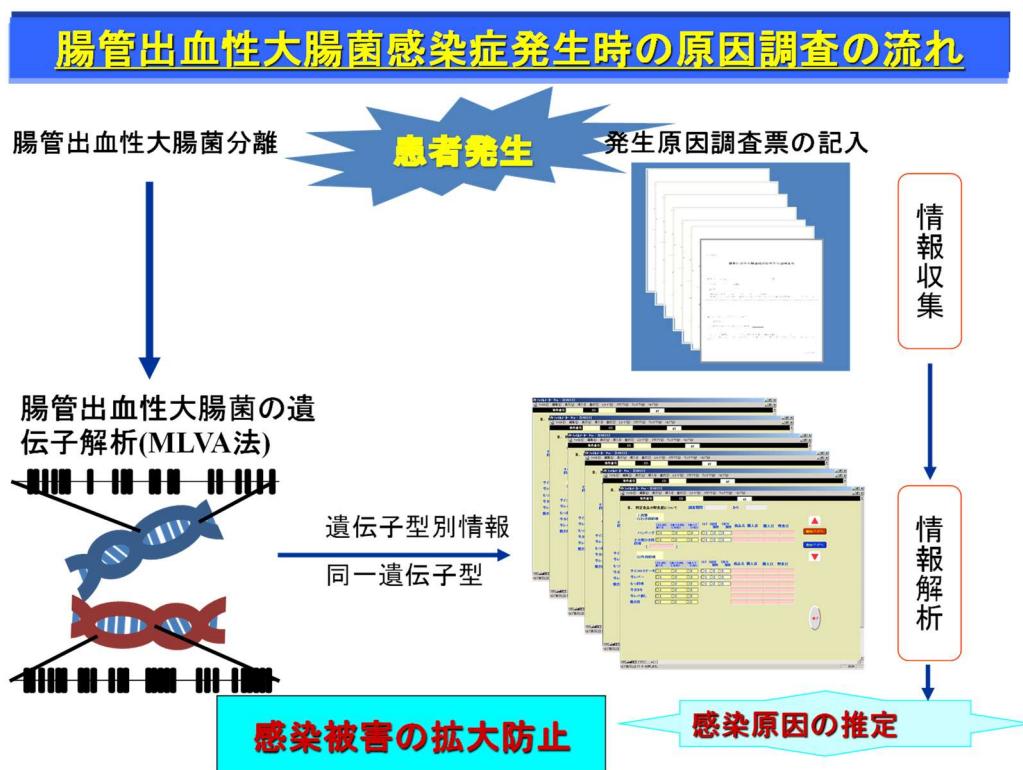
また、ホームページで広く県民へ情報を提供します。

②緊急時の対応

緊急時は随時情報を提供します。

(2) 0157 等感染症に係る疫学的原因究明事業

患者発生時の疫学調査結果と腸管出血性大腸菌の遺伝子解析（MLVA 検査）結果とともにデータベースを作成し、集団発生の可能性について比較解析を行います。解析結果は、保健所等関係機関へ還元するとともに、疫学的調査の支援を行い、早期原因究明に努めます。年 10 回程度の速報の提供及び経年データを踏まえた年間報告書の作成を行うとともに、感染症発生時には随時情報の収集・解析・提供を行います。



(3) 予防接種状況の報告

予防接種法に基づく定期予防接種について、県内市町村を対象に接種状況を調査します。過年度の調査結果と合わせ、生年別に接種完了率等を算出します。接種状況をまとめた報告書は市町村の予防接種対策の推進に寄与します。また、報告書はホームページにも掲載し、広く情報発信します。

(4) 健康の増進に関する情報の収集、解析及び提供

地域の健康情報の解析を行い、保健所や市町村の健康づくり事業を支援します。

①「埼玉県健康指標総合ソフト」の作成、提供

パソコンを用いて簡単に地域の健康状況を把握できる「健康指標総合ソフト」の最新版を作成し、配布します。
* 健康指標総合ソフト：人口、出生数、死亡数などの人口動態統計、その他の医療、保健、介護に関するデータを収集、指標化したデータを、市町村、保健所、医療圏別に収録したもの。



②「特定健診データ」の解析、提供

保険者は、被保険者とその被扶養者を対象に「特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施しています。

特定健診結果を地域別に解析することにより、地域の健康課題の分析に活用するため、保険者協議会等との連携の下、保険者から県に提供された最新の特定健診結果を市町村別に解析し、解析結果の提供を行います。

③県の計画に係る指標の算出

県が策定する「健康長寿計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」等にそれぞれ設定している各指標について、現状値の更新とグラフ化を行い、進捗状況の評価に活用するデータを提供します。

④国や県等が実施した調査の集計、解析

健康増進法に基づいて毎年1回実施される「国民健康・栄養調査」の埼玉県分データを集計し、解析結果を提供します。

また、糖尿病重症化予防施策の基礎資料となる慢性透析療法に関するデータや、県が実施する「県民の健康に関するアンケート」などの集計、解析を行います。

⑤県民への情報発信

地域の健康に関する解析結果や、食育リーフレットをホームページに掲載し、広く情報発信します。

(5) 国や他自治体の衛生研究所との公衆衛生情報ネットワーク強化

国立保健医療科学院や国立感染症研究所等との関係を構築し、また地方衛生研究所全国協議会を活用して他の地方衛生研究所との連携を密にすることにより、国や他自治体の情報を迅速に入手するとともに、近隣衛生研究所の公衆衛生情報部門との交流を図り、専門的人材育成とネットワークづくりの強化を行います。

5 健康危機への対応

健康危機発生時に迅速に対応するため、衛生研究所内の危機管理体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。

(1) 健康危機に対応するための検査体制の維持

新型コロナウイルス、麻しん、風しん等の健康危機に係る検査は、休日も含め、常に一定の検査を受け入れられるよう、体制を維持します。

(2) 新たな感染症等検体の搬送体制の維持

県内でエボラ出血熱や鳥インフルエンザ等が発生した場合、国立感染症研究所へ検体を搬送するため、24時間365日対応の搬送体制を維持します。

(3) 実践型訓練による健康危機への備え

県内で感染症等の健康危機が発生した場合を想定して、県予防計画及び健康危機対処計画等に基づいた実践型訓練を行います。

(4) 県内政令市、中核市との連携

県内で大規模かつ広域的な健康危機が発生した場合、相互の検査に係る協力、連携を迅速に行うため、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市及び川口市の5県市で協定を締結しています。この協定に基づく協力体制を円滑に推進するため、連絡会議や合同研修会を実施します。

(5) 環境安全管理会議の開催

埼玉県衛生研究所環境安全管理規程に基づき、化学物質、排水、廃棄物等の環境安全管理状況に関する自己監視の状況について、環境安全管理会議を年3回開催し協議します。

(6) 健康危機情報の迅速配信

健康の安全を脅かす周囲の状況を注視し、県内で健康危機が発生した場合、微生物検査及び理化学検査で得られた結果と収集した情報を詳細に解析し、迅速に関係機関と情報を共有します。